

2. 密集市街地を防災街区として整備を図るため『防災街区整備方針』を策定する。

密集法（*1）に基づく『防災街区整備方針』を都市計画に定める。

「防災街区整備方針」には、「防災再開発促進地区」及び「防災公共施設」などを定め、延焼危険建築物の除却や地区防災施設の整備等を推進する。

（*1）密集市街地における防災街区の整備に関する法律（H9年法律第49号）

「防災再開発促進地区」の指定に際しては、都市計画基礎調査や災害危険度判定調査等を活用して、延焼や火災の危険度が高く、緊急的に防災機能を確保すべき地区を選定することが望ましい。

また、「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の実施地区」、「大阪府災害に強いすまいとまちづくり促進区域」（*2）については、優先的に指定を検討することとする。

（*2）大阪府における木造密集市街地のうち、建物倒壊や大火災の可能性が高く、早急に対策を講ずる必要のある区域。大阪府と市町村が協議の上、21市町39地区を指定している。（平成16年3月現在） 参照 14. 密集市街地

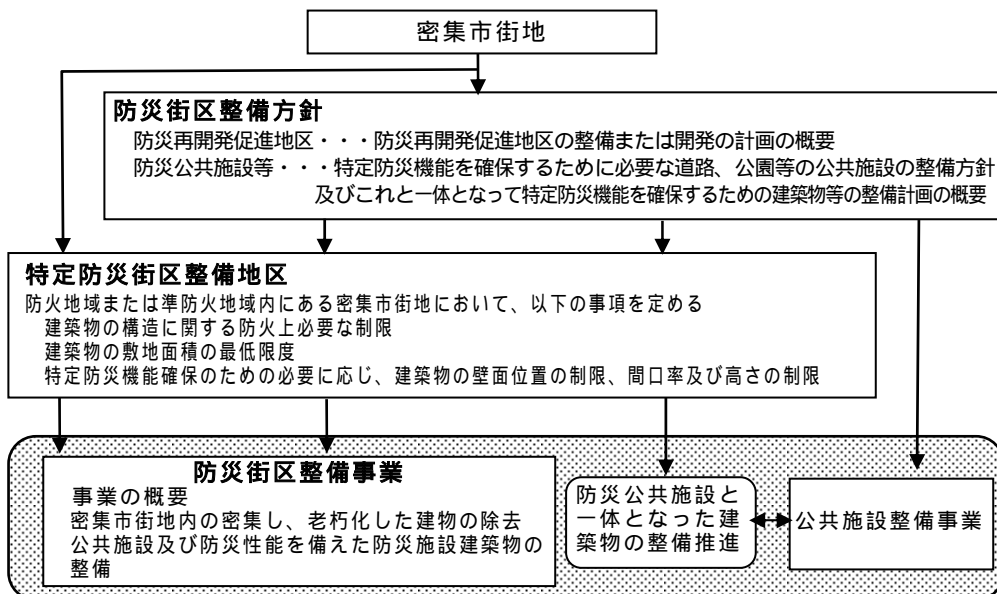
特に緊急に整備が必要な密集市街地については、「特定防災街区整備地区」あるいは「防災街区整備地区計画」を定め、建築物の規制・誘導を図る。

防災都市計画施設（*3）について、施行予定者や着手予定時期を都市計画に定め、着実な事業展開を図る。

（*3）防災街区整備方針において防災公共施設として位置づけられた都市計画施設

【防災再開発促進地区の指定状況（平成16年3月現在）】

市町村名	地区名	面積 (約ha)	市町村名	地区名	面積 (約ha)
豊中市	服部西部	16	寝屋川市	萱島東	4.9
	庄内	43.0		池田・大利	6.6
	豊南町	8.0		香里	13.3
守口市	大日・八雲東町	7.0	堺市	湊	1.8
門真市	門真市北部	46.0		東湊	2
				湊西	3.6



改正密集法のスキーム